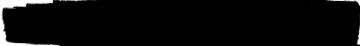



意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 へ

(郵便番号) 〒366-0823
(ふりがな) さいたまけんふかやしもとすみちょう
(住所) 埼玉県深谷市本住町12-2
(ふりがな) ふかやちくしょうほうほんぶ
(名称) 深谷地区消防本部
(代表者名) 消防長 工藤 友明
(電話番号) 
(メールアドレス) 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

地方公共団体が有する無線局の中においても特に消防救急無線等については、国民の生命、身体、財産の保護に係る消防活動に必要かつ重要なものであり、非常に公共性の高い通信手段となっております。

このことから、国や地方公共団体に対する電波利用料の減免措置については、住民に対する行政サービス維持の観点からも適切な措置であるといえます。


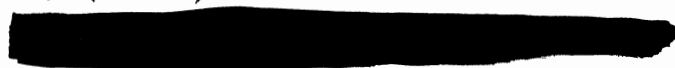
そのような中、減免措置を廃止し、これまでにない財政負担を課すことは、逼迫する地方公共団体の財政状況をさらに圧迫することとなり、今後の消防救急無線等のデジタル化移行に対し影響を及ぼすことが懸念されます。

以上のことから、今後も消防救急無線等に対する特例措置については、現行のとおりとさせていただきたく意見を提出いたします。

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

(郵便番号) 350-0823
(ふりがな) かわごえししんめいちょう
(住所) 川越市神明町48番地4
(ふりがな) かわごえちくしょうぼうくみあい
(名称) 川越地区消防組合
(ふりがな) かすやけいすけ
(代表者名) 粕谷圭介
(電話番号) 
(メールアドレス) 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告(案)」
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意 見

第6章、第2節、国、地方公共団体の扱いについて

消防機関が使用する消防救急無線等については、国民の生命、身体、財産の保護に係る消防活動に必要かつ重要なものと認識します。

災害活動時における必要不可欠な消防救急無線等については現行通りの特例措置をして頂きたい意見を提出いたします。

様式1

意見書

平成16年 8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 857-0056
(ふりがな) ながさきけん させほし ひらせちょう
住所 長崎県佐世保市平瀬町9-2
(ふりがな) させほし しょうぼう きょく
氏名 佐世保市消防局
きょくちょう やまぐちみちのり
局長 山口 道徳
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会」報告書(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見書

消防救急無線は、住民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、これまで電波利用料が免除されています。

消防救急無線の電波利用料の徴収については、次のようなことから現行どおりの減免処置としていただきたい。

- 1 地方公共団体の財政事情は、景気の低迷に伴う税収の不足や補助金の縮減、地方交付税の抑制など、非常に厳しい状況となっており、これに伴い消防予算についても年々緊縮傾向であり、新たな負担が増えることは、現状の消防体制の維持が困難な状況となることが考えられる。
- 2 消防救急無線は、災害時の非常通信手段で公務に必要不可欠であり、無線以外に代替する手段がないことから、経済活動を伴う一般の無線とは切り離して考えるべきである。
- 3 消防救急無線は、現在デジタル化に向けて多大な費用を投資し全国的に展開しており、新たに電波利用料を課すことにより、これらの取り組みに影響を及ぼしデジタル化が遅れる可能性があると思われる。

意見書

平成16年8月19日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

(郵便番号) 〒521-0242

(ふりがな) しがけんさかたぐんさんとうちょうおおあざながおか
あざおおばやま

(住 所) 滋賀県坂田郡山東町大字長岡
字大場山2811番地の1

(ふりがな) さかたぐんしょうぼうほんぶ

(名 称) 坂田郡消防本部

(ふりがな) よしだしげゆき

(代表者名) 吉 田 繁 之

(電話番号) [REDACTED]

(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。この立法趣旨は現在でも何ら変わるものはないどころか、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃することにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念される。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がると思えず、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らである。

電波を公物ととらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収する考えについて、災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じないといえる。

さらに、消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意 見 書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

(郵便番号) 507-0828
(ふりがな) ぎふけんたじみしみかさちょう
(住 所) 岐阜県多治見市三笠町2丁目21番地
(ふりがな) たじみししょうぼうほんぶ
(名 称) 多治見市消防本部
(ふりがな) しょうぼうちょう ふかやこうさく
(代表者名) 消防長 深谷幸作
(電話番号) [REDACTED]
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会最終報告書(案)」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

意 見

第6章 第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防・救急無線は、住民の生命、身体、財産の保護及び災害防除活動に係る緊急かつ重要な無線通信であり、電波を利用することにより恩恵を受けるのは、消防機関ではなく一般住民であり、高い公共性があります。ましてや、民間通信事業者のように、電波を利用することで便益を得るものではありません。

市の財政は年々悪化し消防予算が減少しているなか、消防機関は電波の有効利用のため、アナログ無線から高額な経費を必要とするデジタル無線の移行に取り組んでおり、更なる財政負担を課せられれば必然的に無線設備数の減少など図ることとなり、緊急時の活動力が低下し、住民にとって不可欠な行政サービスに支障をきたします。

このようなことから、消防・救急無線の電波利用料の取り扱いについては、現行どおりの特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意見書

平成16年8月20日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

(郵便番号) 699-0792
(ふりがな) しまねけんひかわぐんたいしゃまちおおあぎきずきみなみ
(住所) 島根県簸川郡大社町大字杵築南1178
(ふりがな) たいしゃちょうしょうぼうほんぶ
(住所) 大社町消防本部
(ふりがな) ふじはらひろし
(代表者名) 藤原博志
(電話番号) [REDACTED]
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

《意見》

国民の生命、身体、財産を保護する目的において使用される消防無線について、その電波利用による受益者は住民であり、消防無線に対する電波利用料の徴収については、今後も現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出いたします。

別添 2

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 へ

(郵便番号) 〒888-0007
(ふりがな) みやざきけんくしましおおあざみなみかた
(住 所) 宮崎県串間市大字南方122番地
(ふりがな) みやざきけんくしまししょうぼうほんぶ
(名 称) 宮崎県串間市消防本部
(ふりがな) ふるせけん
(代表者名) 古瀬 健
(電話番号) [REDACTED]
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

無線の電波利用料減免措置、特に消防無線等は地域住民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、地域住民にとって不可欠な行政サービスの水準が低下することを避けるために設けられたものではないでしょうか。昨今の地方財政の貧乏した状況下で減免措置を廃止すれば、より一層地域住民に対し、消防サービス低下が懸念されるのではないかと考えます。

当消防本部は、災害活動時等に消防無線を使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも沿っているとは思えず、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは住民であると考えます。

消防機関が使用している消防無線は、地域住民のために使用しているのです。

さらに、消防機関は、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることは、デジタル化への移行が遅れるのではないかと考えます。

このようなことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

〒780-8570

こうちしまるのうち
高知市丸ノ内1-2-20

こうちけんりじ (ききかんりたんとう)
高知県理事 (危機管理担当)

電話番号

E-mail

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

別紙

1 防災行政無線局の扱い

- (1) 最終報告書(案)第6章第2節③「国、地方公共団体の無線は、国民の生命、財産の保護に係る公務に必要不可欠なものであり、一般の経済活動とは異なり、電波利用料の徴収が必ずしも電波の有効利用のインセンティブにはつながらない」とする意見を支持する。
- (2) 特に、防災行政無線局は、災害対策基本法に基づき住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを主たる目的として開設されるものであり消防用無線局と同等の高い公共性を有するものであることから消防用無線局と同様に利用料の免除について検討いただきたい。

2 消防用無線局の扱い

負担の公平性の確保の観点から消防用無線局からも負担を求めるべき意見が提起されているとのことであるが、国民の生命、身体及び財産の保護に係る極めて高い公共性を有することを重視すべきであり、電波の逼迫地域の有無にかかわらず引き続き免除措置を継続していただきたい。

意見書

平成16年(2004年)8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 747-8501
住所 山口県防府市寿町7番1号
団体名 山口県防府市
代表者氏名 防府市長 松浦正人
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し別紙のとおり意見を提出します。

別紙

- 1 本市において運用中の防災行政用無線局は、特に災害時において、有線が途絶した場合、欠くことのできない唯一の重要な情報伝達手段であり、これらの無線局によって収集伝達される情報は、市民の生命及び財産の維持確保、災害発生の未然防止に大きく寄与しているところです。
- 2 消防救急活動において、人命の救助、財産の維持確保のためには、緊急かつ確実な情報伝達手段の確保が必要であり、消防救急無線は、欠くことのできない重要な情報伝達手段です。
- 3 上記1及び2の無線局は、公共かつ重要な無線局であり、これらの無線局に対する新たな電波利用料の負担増は、消防防災体制の確立、維持に影響し後退させるものと考えますので、現行のとおり減免措置を切に要望します。

意見書

平成16年8月13日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 へ

郵便番号 840-1192
(ふりがな) さがけんみやきぐんみねちょうおおあざいちたけ
住所 佐賀県三養基郡三根町大字市武1381
(ふりがな) みねちょうやくば そうむか くがきよたか
氏名 三根町役場 総務課 空閑清隆
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙の
とおり意見を提出します。

別 紙

地方公共団体に対する電波利用料の特例措置の継続について

- 当町では、防災行政無線は、電波逼迫帯域に属しており、防災行政無線を運用する上で、電波利用料の負担が大きくなります。

また、別帯域に移行する場合には別途多額な施設整備費が必要となり、財政上極めて難しいものがあります。

- 防災行政無線については、性格上、災害時に防災機関がその責務として住民の生命、身体、財産を保護するための活動に使用するもので、不可欠な情報伝達手段であり、極めて高い公共性を有しております。

- 当町では財政運営が大変厳しい状況にあり、その中で電波利用の減免措置が廃止されることは到底容認できないものであります。

このような地域の事情を十分御賢察いただき、現行どおり電波利用料徴収を対象除外とされるようお願いします。

意 見 書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 350-1333

(ふりがな) さいたまけんさやましおおあざかみおくとみ
1172ばん

住 所 埼玉県狭山市大字上奥富1172番

(ふりがな) さやまししょうぼうほんぶ

名 称 狭山市消防本部

(ふりがな) うしくぼ ただひろ

代表者名 牛窪 忠洋

電話番号

メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告(案)」に関し、別紙のとおり
意見を提出します。

意 見

第6章、第2節、国、地方公共団体の扱いについて

地方公共団体が有する無線局の中においても特に消防救急無線等については、国民の生命、身体、財産の保護に係る消防活動に必要かつ重要なものであり、非常に公共性の高い通信手段となっております。

このことから、国や地方公共団体に対する電波利用料の減免措置については、住民に対する行政サービス維持の観点からも適切な措置であると言えます。

そのような中、減免措置を廃止し、これまでにない財政負担を課すことは、逼迫する地方公共団体の財政状況をさらに圧迫することとなり、今後の消防救急無線等のデジタル化移行に対し影響を及ぼすことが懸念されます。

以上のことから、今後も消防救急無線等に対する特例措置については、現行のとおりとしていただきたく意見を提出いたします。

様式1

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 768-0067

(ふりがな)かがわけんかんおんじしさかもとちょういっちょうめいちばんしちごう

住所 香川県観音寺市坂本町一丁目1番7号

(ふりがな)みとよちくこういきしちょうそんけんしんこうじむくみあいしょうぼうほんぶ
いわもとしげき

氏名 三豊地区広域市町村圏振興事務組合消防本部 岩本茂樹

電話番号

電子メールアドレス

注 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

- ・ 消防救急無線は災害対応の非常通信であり、「住民の生命、身体、財産の保護」に係る緊急かつ重要な無線通信であることから、電波利用料の適用除外とするべきである。
- ・ 電波利用料を徴収しなくても、消防救急無線については、多大な費用を投入し、デジタル化等により有効利用を図ることとしているが、電波利用料徴収に伴う追加的財産負担となり、デジタル化が遅れるおそれがある。

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 へ

郵便番号 914-0811
住所 敦賀市中央町2丁目1番2号
氏名 敦賀美方消防組合
消防長 良方修一

電話番号

Eメール

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に
関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見書

消防無線等は、国民の生命、身体及び財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から電波利用料の減免措置が設けられたものであり、一般経済的活動と異なり電波利用料の徴収は必ずしも電波の有効利用のインセンティブにつながらない。

さらに、消防機関は、電波有効利用のため多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることにより、デジタル化移行への遅れが懸念される。

このようなことから、地方公共団体等の取り扱いについては現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を申し上げます。

意見書

平成16年8月 日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 様

〒 960-8001

ふくしまけんふくしましてんじんちょう

福島県福島市天神町14-25

ふくしまししょうぼうほんぶ

福島市消防本部

たかはしせいいち

消防長 高橋 精一

☎ [REDACTED]

[REDACTED]

「電波有効利用研究会 電波利用料部会 最終報告書 (案)」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

意 見

1 消防救急無線は、市民の生命、身体、財産を守るための消防、救急等災害活動において必要不可欠な装備であり高い公共性を有している。近年の景気低迷、三位一体の改革等により地方財政は年々逼迫を増しているが、これに反して消防救急技術の高度化を求められ高度資機材の導入等を図らなければならない現状であり、直接的住民サービスに係る財源の確保を要することから、電波利用料については減免措置の継続を強く望みます。

2 消防救急無線は、災害発生時に使用するもので、受益者は市民の方々であり、事業者が電波を利用するのは、事業者自らが受益者となるものです。

有料化されることにより、消防救急無線の導入見合わせ等の事態に及ぶことも危惧され迅速な消防救急活動に支障をきたすおそれもある。

3 消防救急無線のデジタルへの移行がここ数年の中で必ず行わなければならない、移行の際は多額の経費が必要となる。

このようなことから、地方都市消防本部としては現行どおり電波利用料減免措置を継続していただきたく、意見を提出いたします。

意 見 書

平成16年8月21日

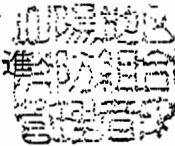
総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課様

郵便番号 755-8634

住 所 山口県厚狭郡山陽町大字鴨庄94番地

団 体 名 山陽地区消防組合

代表者氏名 管理者 國沢賢之進



「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会最終報告書(案)」に
関し別紙のとおり意見を提出します。


別 紙

- 1 我々消防行政（昨今の現場）の実態の把握等、若干の認識不足からこの様な議論がなされたのであろうが、提起されること事態に問題があるのではないか
- 2 この消防無線は、我々消防隊員が災害最前線の暗中で決死に活動するための唯一の目であり、耳である、又情報伝達手段の最も有効、かつ重要な無線局が今回の改正により財政面等から現状より低下する恐れがある。
- 3 消防組織法第1条の任務に基づき、国民の安全確保を最優先としているために、消防隊は、現況のあらゆる災害現場に対して他の公共機関よりも常に最先着の最前線で活動し、又情報の収集及び伝達をしなければならない使命感があると教育している中、その目的を達成するためには、さらにより高性能な機種を必要に応じて確保することが不可欠な課題の一端となっていることが現実である。
- 4 財源の確保が非常に困難になってきている今般での追加財政負担は無線通信設備の現状維持すら危ぶまれ、ひいては消防法の目的である「国民の生命、身体、財産の保護」の達成が困難となることが懸念される。よって現行とおりの減免措置を切に要望し、その結果として、住民に対する行政サービスの向上に寄与できるものと確信するものです。

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様


(郵便番号) 030-0861
(ふりがな) あおもりけんあおもりしながしま2ちょうめ
(住所) 青森県青森市長島2丁目1-1
(ふりがな) あおもりちいきこういきしょうぼうじむくみあい
(名称) 青森地域広域消防事務組合
(ふりがな) いしかわゆきお
(代表者名) 石川行雄
(電話番号) 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見書

平成 16 年 8 月 23 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

(郵便番号) 030-0861
(ふりがな) あおもりけんあおもりしながしま2ちょうめ
(住所) 青森県青森市長島2丁目1-1
(ふりがな) あおもりちいきこういきしょうぼうじむくみあい
(名称) 青森地域広域消防事務組合
(ふりがな) いしかわゆきお
(代表者名) 石川行雄
(電話番号) 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意 見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線は、国民の生命、身体、財産を災害等から保護するとともに、水火災または地震等の災害を防除し、災害による被害を軽減するために必要不可欠です。

消防無線の電波利用料減免措置は、消防無線が持つ高い公共性を重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものであると理解しております。この立法趣旨は現在でも何ら変わるものではありません。むしろ昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃することにより、消防による行政サービスの水準低下がより一層懸念されるところです。

また、消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限で使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用の向上に繋がるとは思えません。

消防機関が、電波を利用するのは、社会公共の福祉の増進に資することが目的であり、便益を受けるのは市民であります。それは、事業者が電波を利用することにより自らが利益を受けるのとは大きく違います。電波利用料は、電波を公の資産ととらえ経済的価値を勘案した使用料を徴収するという考えだと思います。しかし、災害防除活動を行う消防機関は、電波を使用することによる経済的価値は自らに生じません。



さらに、青森消防では、電波有効利用のために多額の経費を要する無線のデジタル化及び、市町村合併に伴う消防無線の周波数増波と無線局の増加に取り組んでいるところです。そのような中、新たな財政負担を強いることは消防業務においても影響が出てくるものであります。

このようなことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 へ

(郵便番号) 〒038-3672
(ふりがな) あおもりけんきたつがるぐんいたやなぎま
ちおおあざはいぬまあざいわい
(住所) 青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井70
(ふりがな) いたやなぎまちしょうぼうほんぶ
(名称) 板柳町消防本部
(ふりがな) みかみとしみつ
(代表者名) 三上壽満
(電話番号) 
(メールアドレス) 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書 (案)」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る公共性があることを考えれば、公務において必要不可欠なものであり、また消防機関は使用するにあっても災害防除活動時等に消防無線を必要最低限使用していることから、消防無線は一般の経済活動とは異なるため電波利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに繋がらないのではないかと。

このことから、地方公共団体等の取り扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたいと意見を提出します。

様式

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 620-8501
(ふりがな) きょうとふくちやまし あざないき
住所 京都府福知山市宇内記13-1
(ふりがな) ふくちやましちょう たかひ おとひこ
氏名 福知山市長 高日音彦
電話番号 [REDACTED]



電波有効利用政策研究会 第二次報告書概要 ー電波登録制度の導入に向けてー」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します

防災行政無線は住民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性を有することから、地方公共団体に財政的な負担を課すことは、行政サービス水準が低下することが懸念されます。

- 1 災害防災無線は、災害時の必要最低限の更新に限られており、高い公共性を有する業務に有効に活用されている。
- 2 事業者が電波を利用することにより利益を受けるのは事業者自身であるが、地方公共団体が電波を利用することにより利益を受けるのは住民である。
- 3 住民の利益を守るために災害防御活動を行う地方公共団体に、電波を利用したことによる経済的価値は生じ得ない。
- 4 地方公共団体は、電波の有効利用を促進する観点から、現在、多額の経費を要する行政無線のデジタル化に取り組み始めております。新たな財政負担は法的期限に定められたデジタル化へのスムーズな移行を阻害する要因になると考えられる。

以上のことから、地方公共団体（防災行政無線）の取り扱いについては、現行のとおり減免措置を継続していただきますようお願いを提出します。

様式 1

意見書

平成 16 年 8 月 20 日

総務省総合通信基盤局
波部電波政策課 御中

住所 とくしまけんかいふぐんむ ぎちようおおあざかわたけあざしんこうじ
徳島県海部郡牟岐町大字川長字新光寺98-1

氏名 かいふしょうぼうくみあい
海部消防組合

管理者 こんどうかずよし
近藤和義

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり
意見を提出します。

意見

消防救急無線は災害対応の非常通信であり、「国民の生命、身体、財産の保護」に係る緊急かつ重要な通信であることから、電波利用料の徴収は適用除外でよいのでは。

意見書

平成16年8月20日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 362-0013
(ふりがな) さいたまけんあげおし
あげおむら537ばんち
住 所 埼玉県上尾市上尾村
537番地
(ふりがな) あげおししょうぼうほんぶ
名 称 上尾市消防本部
(ふりがな) おおき さぶろう
代表者名 大木 三郎
電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告(案)」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節、国、地方公共団体の扱いについて

地方公共団体が有する無線局の中においても特に消防救急無線については、国民の生命、身体、財産の保護に係る消防活動に必要かつ重要なものであり、非常に公共性の高い通信手段となっております。

このことから、国や地方公共団体に対する電波利用料の減免措置については、住民に対する行政サービス維持の観点からも適切な措置であると言えます。

そのような中、減免措置を廃止し、これまでにない財政負担を課すことは、逼迫する地方公共団体の財政状況をさらに圧迫することになり、今後の消防救急無線等のデジタル化移行に対し影響を及ぼすことが懸念されます。

以上のことから、今後も消防救急無線に対する特例措置については、現行のとおりとしていただきたく、意見を提出いたします。